

最高検企第389号  
令和4年8月5日

山 中 理 司 殿

検事総長 甲斐 行夫



裁決書謄本の送付について

令和3年11月22日になされた審査請求について、裁決を行ったので、行政不服審査法（平成26年法律第68号）51条2項の規定により、別添のとおり裁決書の謄本を送付します。

## 裁 決 書

### 審査請求人

住 所 大阪市北区西天満4丁目7番3号  
冠山ビル3階  
氏 名 山 中 理 司

上記審査請求人から令和3年11月22日になされた行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）9条の規定に基づく行政文書の不開示決定に係る審査請求について、次のとおり裁決する。

### 主 文

本件審査請求を棄却する。

### 事案の概要

- 審査請求人は、令和3年9月14日、東京地方検察庁検事正（以下「処分庁」という。）に対し、行政文書開示請求書を提出した。
- 処分庁は、同月16日付けで受理した審査請求人の行政文書開示請求に対し、同年10月12日、開示請求に係る行政文書を作成又は取得しておらず、保有していないとして、不開示決定（以下「原処分」という。）を行い、「行政文書不開示決定通知書」を審査請求人宛て郵送した。
- 審査請求人は、同年11月22日、検事総長に対し、原処分について審査請求をした。

### 審理関係人の主張の要旨

#### 1 審査請求の趣旨

法3条の規定に基づく開示請求に対し、同年10月12日付け東地企第339号により処分庁が行った原処分を取り消すとの決定を求める。

#### 2 審査請求の理由

審査請求の理由は、審査請求書によると、おおむね以下のとおりである（添付資料は省略する。）。



性犯罪捜査全書 588 頁に「筆者は、痴漢に関する裁判の実態を明らかにすべく、平成 28 年 1 月 1 日から同年 12 月末までの間、東京地検によって東京地裁に公判請求された本条例違反のうちで、盗撮などを除いた電車等の公共交通機関内等の痴漢事件に関し、そのほぼ全てである 77 件を抽出し、公判での否認の内容、争点及び事実認定の各問題点について個別具体的に検討し、近時における痴漢事件の捜査・公判上の問題点を洗い出して検討することとした。」と記載されているところ、このような研究を元最高検察庁刑事部長が行えたことからすれば、本件対象文書は存在するといえる。

## 理由

### 1 本件開示請求について

本件開示請求は、「性犯罪捜査全書－理論と実務の詳解－」（著者は城祐一郎 元最高検察庁刑事部検事。令和 3 年 9 月に株式会社立花書房から出版された書籍）の執筆に関して東京地検が提供した、東京都迷惑防止条例違反に関する平成 28 年中の公判請求の状況が分かる文書（同書 588 頁ないし 651 頁参照）」（以下「本件対象文書」という。）の開示を求めるものであり、処分庁は、本件対象文書を作成又は取得しておらず、保有していないとして不開示とする原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、原処分の取消しを求めていることから、以下、本件対象文書の保有の有無について検討する。

### 2 本件対象文書の保有の有無について

本件対象文書の探索は、本件開示請求及び審査請求を受けて、開示請求書記載の情報を提供する可能性がある総務部及び捜査・公判部門において、対象となる文書を探索及び再探索したが発見に至らなかったものであり、対象文書の探索の範囲等について、特段の問題があるとは認められない。

また、審査請求人の主張する文書については、機密情報に該当する捜査情報であって、一般に外部に提供するものではなく、捜査情報は、保有個人情報を含むところ、一般に、検察庁の職員が退職者を含む外部の者に保有個人情報を提供する場合には、東京地方検察庁保有個人情報等保護管理規程に基づき、保護管理者の許可を得るとともに、提供の相手方と、提供先における利用目的、利用する業務の根拠法令、利用する記録範囲及び記録項目、利用形態等について書面を取り交わすこととなっており、これらの文書が存在すれば、行政文書として 3 年間保存されることから、念のため、この観点からも東京地方検察庁内を探索したが、当該著者との関係で作成された文書は発見されなかったものであり、本件対象文書に該当する文書は存在しないものであると認められる。

更に、審査請求人において、本件対象文書の存在について、具体的な根拠を示しているわけではなく、処分庁において本件対象文書を保有していることをうかがわせる事情も認められない。



したがって、東京地方検察庁において、本件対象文書を保有しているとは認められない。

### 3 結論

以上のことから、本件対象文書につき、これを保有していないとして不開示とした決定については、東京地方検察庁において本件対象文書を保有しているとは認められず、妥当である。

また、情報公開・個人情報保護審査会の答申においても、同様の判断が示されているところである。

よって、主文のとおり裁決する。

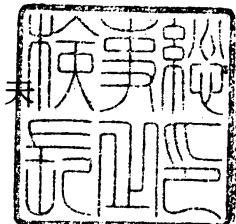
※1 この裁決については、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、審査庁の所属する国を被告として（訴訟において審査庁の所属する国を代表する者は法務大臣となります。）、裁決の取消しの訴えを提起することができます。

ただし、この裁決の取消しの訴えにおいては、不服申立ての対象とした処分が違法であることを理由として、裁決の取消しを求めるることはできません。

2 また、上記の期間が経過する前に、この裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、裁決の取消しの訴えを提起することはできなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても裁決の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

令和4年8月5日

検事総長 甲斐行



この写しは、原本と相違ないことを証明する。

令和4年8月5日

最高検察庁総務部企画調査課長 三 善 和 則

